

平成30年度

# 事業報告

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

# 平成30年度 事業報告

## ○ 公益事業

- 1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業
- 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業
- 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業
- 4 防災専門図書館事業
- 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

## ○ 収益事業

- 6 日本都市センター会館事業
- 7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

## ○ その他

- 8 総会及び理事会の開催について
- 9 内部統制システムの運用状況の概要について
- 10 附属明細書

本会は、昭和24（1949）年1月、全国の各市が、地方自治の発展と住民福祉の向上をめざし、地方自治法第263条の2の規定に基づき、相互救済事業を実施するために共同で設置した公益的法人であり、各市の皆様のお力添えをいただきながら事業の拡充と発展に努め、平成24（2012）年11月1日、「公益社団法人 全国市有物件災害共済会」として、新たにスタートしました。

今後とも、本会創設の目的である「地方自治の発展と、住民の安全、安心に寄与すること」を改めて肝に銘じ、相互救済事業はもとより、防災、減災に関する事業の積極的な実施を通じて、住民の皆様の「セーフティネット」の役割を担うことにより、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいります。

なお、全国792市のうち、平成30年度末現在の会員市数は、787市となっており、前年度から6市増加しています。

## 1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業

地方自治法第263条の2の規定に基づき、全国の各市等の団体から委託を受け、共済委託団体の所有する財産（建物及び自動車）の損害に対する相互救済事業を行っています。

建物総合損害共済における平成30年度の実績は、受託件数 325, 534件、分担金は65億2, 256万6, 278円で、前年度比2.7%増加しています。

一方、災害共済金は、43億6, 262万7, 748円で、前年度比5.1%増加しています。

この結果、損害率（災害共済金／分担金×100）は66.9%となり、前年度比1.5ポイントの増加となりました。

この主たる要因は、平成30年度に発生した西日本豪雨や台風等の度重なる自然災害に対する災害共済金の支払が増加したことによるものですが、その被害は甚大であり、平成30年度は比較的小規模の損害に対する災害共済金の請求が多く、高額となる災害共済金の請求は令和元年以降に繰り越されています。

自動車損害共済における平成30年度の実績は、受託台数 204, 226台、分担金（平衡負担金を含む。）は32億3, 355万8, 070円で、前年度比0.4%増加しています。

一方、災害共済金は25億6, 988万2, 950円で、前年度比11.9%増加しています。

この結果、損害率は79.5%となり、前年度比8.3ポイントの大幅な増加となりました。この主たる要因も、平成30年度に発生した自然災害により車両共済の災害共済金の支払が増加したことによるものです。

地震災害見舞金については、平成29年度に発生した秋田県内陸南部の地震で共済委託団体1市に対し、52万円の支払となりました。

なお、令和元年以降は、平成30年度の自然災害により繰り越された災害共済金約54億円の支払が、加えて、昨年6月に発生した大阪北部地震、9月に発生した北海道胆振東部地震などの地震被害に対する見舞金約5億円の支払が見込まれています。これらの災害共済金、見舞金の支払は、支払準備資産を減少させることとなりますが、通常予測できない異常危険に備え得る安定的な相互救済事業を実施するため、今後の自然災害の発生と事業の収支状況を注視していく必要があります。

区 分		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)	対前年度比
建物総合損害共済	契約件数	325,534 件	324,062 件	1,472 件	100.5 %
	分担金額	6,522,566 千円	6,352,298 千円	170,268 千円	102.7 %
	共済金支払件数	5,489 件	3,613 件	1,876 件	151.9 %
	共済金支払金額	4,362,627 千円	4,152,016 千円	210,611 千円	105.1 %
	損害率	66.9 %	65.4 %	1.5 ポイント	—
自動車損害共済	契約台数	204,226 台	203,301 台	925 台	100.5 %
	分担金額	3,233,558 千円	3,222,020 千円	11,538 千円	100.4 %
	共済金支払件数	16,972 件	15,948 件	1,024 件	106.4 %
	共済金支払金額	2,569,882 千円	2,295,659 千円	274,223 千円	111.9 %
	損害率	79.5 %	71.2 %	8.3 ポイント	—
地震災害見舞金		520 千円	2,584,960 千円	△2,584,440 千円	0.02 %

## 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設は、市民生活にとって欠くことのできない公共施設であり、一たび災害が発生しますと、甚大な被害となるだけでなく、稼働停止により市民生活に大きな影響が及ぶこととなります。このため、本会では、ごみ処理施設の効果的な火災事故予防に資するこれまでの調査研究（「ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル」）などを基に、当該施設の管理者及び技術担当者を対象とした研修会や共済委託団体を対象としたセミナーを開催するとともに、実際に事故のあった施設を訪問し、円滑な復旧及び再発防止のための支援活動に取り組みました。

また、建物総合損害共済において支払件数が高い水準で推移している落雷事故に関して、落雷が頻発する地域の共済委託団体への有効なアドバイスの実施など、落雷被害低減のための支援活動に取り組みました。

自動車損害共済については、共済委託団体において実施されている公用車事故抑止策に寄与するため、様々な事故防止の活動や手法を紹介した「地方公共団体における公用車事故防止対策資料集」を基に説明会を開催するなど、事故防止対策に取り組みました。

### 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

本事業は、市及び市が設置する一部事務組合等の団体が実施する消防・防災施設整備事業等の資金に低廉な利率で融資し、消防・防災施設等様々な都市機能の整備及び充実並びにこれに係る団体の財政的負担の軽減を図るもので、平成30年度は、消防・防災施設整備事業等の資金として、299団体に94億4,510万円を融資しました。

償還期間別融資状況

償還 期間	融資利率		融資団体数*	融資額
	元利均等	元金均等		
5年	0.01%	0.01%	163団体	40億6,330万円
7年	0.01%	0.01%	23団体	3億8,720万円
10年	0.01%	0.01%	162団体	49億9,460万円
		合計	299団体	94億4,510万円

\* 融資団体数については、償還期間が異なる融資があるため、合計が一致しません。

融資対象事業別融資状況

融資対象事業	融資事業数	融資額
消防・防災関連事業	309事業	83億4,300万円
その他事業	67事業	11億 210万円
合計	376事業	94億4,510万円

### 4 防災専門図書館事業

平成30年度は、「防災専門図書館に関するあり方検討委員会」（平成25年3月報告）からの提言、また、「同フォローアップ会議」（平成29年3月報告）での意見等を踏まえ、次の事業を行いました。

図書館の認知度を向上させ、蔵書を有効活用する方策として、「図書館総合展」において本図書館作成「Let's 防災!いろはかるた」の他機関による利用事例を紹介し、多くの利用の申込みがありました。また、企画展「震度7の連鎖：首都直下地震を考える ～福井地震から70年～」を開催し、1,028名が来場されました。

災害が多発した平成30年度は、被害の大きかった西日本豪雨と北海道胆振東部地震について緊急展示を実施し、迅速な情報発信を行いました。

また、伊勢湾台風等に関する資料をデジタル化して保存を図り、ホームページにも掲載して、来館者・非来館者が共に利用できるデジタルアーカイブの整備に努めました。

区 分	当年度実績
蔵書数	163,421 冊
来館者総数	1,599 人
非来館者総数（メール・電話での問合せ）	82 人
閲覧の状況	392 人 1,874 冊
貸出の状況	27 人 67 冊
インターネットアクセス件数	30,951 件

## 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、都市において生活、活動される住民の皆様のセーフティネットの役割を担うため、防災・減災対策のセミナー等の啓発活動をとおして都市防災の推進を図っています。

平成30年度は、地域防災を推進するNPO法人等との共催で、全国各都市の職員、災害ボランティア及び一般市民を対象に、9月9日に「防災フォーラム」を、11月16日には「国難災害に備える～明日の日本を守るため、今、できること～」をテーマに「第20回都市防災推進セミナー」を開催しました。

- (2) 全国的観点で実施される「防災・危機管理に関する政策の企画立案及びその実施等に関する調査研究」、「消防・防災活動等に関する施策の普及、啓発及び活性化に関する事業」及び「安全安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究」に関する次の事業について、協助金を交付しました。

(単位：千円)

団体名及び助成対象事業	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増△減(A-B)
全国市長会 全国的規模に係る防災・危機管理に関する調査研究事業	56,000	58,000	△2,000
全国市議会議長会 自然災害対策等推進事業	28,000	29,000	△1,000
公益財団法人 日本都市センター ネクストステージの総合計画（医療・福祉とコミュニティ、拠点形成と土地利用等）に関する調査研究ほか	98,000	99,000	△1,000
公益財団法人 日本消防協会 消防団活動情報提供事業	7,000	8,000	△1,000
一般財団法人 日本防火・防災協会 少年消防クラブ活性化推進事業	11,000	13,000	△2,000
合 計	200,000	207,000	△7,000

## 6 日本都市センター会館事業

日本都市センター会館事業は、全国都市の共同利用施設として、「ホテル部門」の運営については、(株)ロイヤルホテル及び(株)東京ロイヤルホテルに委託しており、毎事業年度終了後に運営実績等の総合的な評価を実施し、より効率的、効果的な運営に努めています。

また、「オフィス部門」については、貸事務室として各市東京事務所等、30団体が入居しています。

平成30年度における経常収益は31億5,730万4千円、経常費用は26億3,940万5千円、当期経常増減額は5億1,789万8千円の増となっています。

(単位：千円)

科目		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
経常収益	貸室収益	180,672	180,672	0
	会議室収益	1,424,141	1,343,931	80,210
	客室収益	1,167,478	1,131,255	36,223
	食堂収益	317,777	359,847	△ 42,070
	その他収益	67,233	65,525	1,708
	経常収益 計	3,157,304	3,081,233	76,071
経常費用	会館運営委託費	1,595,428	1,564,854	30,574
	機械運転保守費	132,300	132,400	△ 100
	減価償却費	350,132	368,479	△ 18,347
	営繕費	105,592	123,270	△ 17,678
	光熱水道費	177,389	164,005	13,384
	租税公課	177,746	182,449	△ 4,703
	その他費用	100,817	107,019	△ 6,202
経常費用 計	2,639,405	2,642,480	△ 3,075	
当期経常増減額		517,898	438,753	79,145
法人税等		693	49,645	△ 48,952
当期一般正味財産増減額		517,205	389,108	128,097

注1：内部取引消去前の事業別会計で表示しています。

注2：金額は千円未満を切り捨てて表示しています。単純合計と合計額が一致しない場合があります。

## 7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

### (1) 道路賠償責任保険取扱業務

市が管理する道路の賠償責任を補償する道路賠償責任保険について、本会が損害保険会社と団体保険加入に関する特約を締結し、604市が加入しています。

項目	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
加入市数	604市	607市	△3市
加入道路延長距離	822, 571 km	825, 512 km	△2, 941 km
取扱保険料	696, 458, 130円	695, 752, 517円	705, 613円
取扱手数料	34, 822, 515円	34, 787, 622円	34, 893円

### (2) 自動車損害賠償責任保険代理店業務

本会は、市等が所有する車両の自動車損害賠償責任保険の契約締結に関わる便宜を図るため、損害保険会社の代理店として、自動車損害賠償保障法による責任保険の取扱いを行っています。

項目	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
取扱台数	10, 570台	10, 616台	△46台
取扱保険料	201, 521, 810円	200, 367, 790円	1, 154, 020円
代理店手数料	16, 246, 482円	16, 317, 184円	△70, 702円

## 8 総会及び理事会の開催について

平成30年度は、総会及び理事会（決議の省略を含む。）を次のとおり開催し、議案については全て原案のとおり可決されました。

(総会)

開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
平成30年6月20日	議案第1号	理事の選任について
	議案第2号	監事の選任について
	報告第1号	平成29年度事業報告及び決算について
	報告第2号	平成30年5月開催の通常理事会の決議内容について



## (理事会)

開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
平成30年5月21日	議案第1号	平成29年度事業報告について
	議案第2号	平成29年度決算について
	議案第3号	支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
	議案第4号	総会において選任される理事候補者の決定について
	議案第5号	総会において選任される監事候補者の決定について
	議案第6号	職員就業規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第7号	嘱託職員就業規則の制定について
	議案第8号	総会の日時、場所、目的である事項等の決定について
	議案第9号	総会において選任される理事候補者の決定について（追加）
	報告第1号	理事の退任について
	報告第2号	代表理事の職務執行の状況について
	報告第3号	理事長の利益相反取引に関する重要事項について
	報告第4号	平成29年度助成対象事業における各団体の実施状況について
	報告第5号	新規入会について
	平成30年7月5日 (決議の省略)	議案第10号
議案第11号		顧問の選任について
平成31年1月29日	議案第12号	平成31年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について
	議案第13号	平成31年度事業計画書について
	議案第14号	平成31年度収支予算書等について
	議案第15号	職務権限規程の一部を改正する規程の制定について
	議案第16号	職員就業規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第17号	嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第18号	自動車損害共済基本業務規程の一部を改正する規程の制定について
	議案第19号	自動車損害共済総合業務規程の一部を改正する規程の制定について
	議案第20号	理事長の利益相反取引に係る承認について
	報告第6号	代表理事の職務執行の状況について
	報告第7号	新規入会について
	報告第8号	理事の退任について

## 9 内部統制システムの運用状況の概要について

本会は、業務の適正を確保するため、ガバナンスに関する諸規程を理事会決議により定めています。

平成30年度における運用状況は、次のとおりです。

### (1) 平成30年度事業報告及び決算の監事監査

別添の「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」のとおり

### (2) コンプライアンス委員会

本会は、コンプライアンス規程に基づき、本会内部にコンプライアンス委員会を設置し毎年1回定例委員会を開催するほか、必要があると認めるときは臨時委員会を開催しています。

開催状況は、次のとおりです。

開催日等	議 題
平成30年4月26日（定例）	1 平成29年度事業報告「内部統制システムの運用状況の概要」について 2 平成30年度内部監査年次計画について 3 コンプライアンスの推進について

### (3) 内部監査及び実地監査フォロー

事業運営の改善を図るため、内部監査実施要領に基づき実地監査及び自主点検の実施並びに実地監査フォロー及びコンプライアンス意識醸成のための研修を次のとおり実施しました。

#### ア 実地監査

部 署	日 程
東海地区事務局	平成30年8月8日～8月9日
中国地区事務局	平成30年10月10日～10月11日
九州地区事務局	平成30年11月15日～11月16日
関東地区事務局	平成30年12月14日

#### イ 自主点検

年度初めに、必須項目と各部署で主体的に設定した項目を併せて、自主点検項目として設定のうえ、定期的に点検を実施しました。

ウ 実地監査フォロー及び研修

部 署	日 程
新入職員コンプライアンス研修	平成30年4月2日
北海道地区事務局	平成30年7月19日
北信地区事務局	平成30年9月7日
四国地区事務局	平成30年10月12日
総務部図書課	平成31年1月17日
総務部総務課	平成31年1月18日

## 10 附属明細書

平成30年度事業報告においては、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は作成しません。

令和元年5月

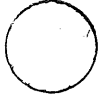
公益社団法人 全国市有物件災害共済会


令和元年5月21日

## 監査報告書

公益社団法人 全国市有物件災害共済会  
理事長 福田紀彦様

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

監事 遠藤 幸子 

監事 石川 哲治 

私たち監事は、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に係る理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事、使用人等から業務に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁資料等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録の監査結果

会計監査人清泉監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

# 独立監査人の監査報告書

令和元年5月1日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会  
理事長 福田 紀彦 殿

清泉監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

辺土知厚

## <財務諸表監査>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <財産目録に対する意見>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成31年3月31日現在の平成30年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

## 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

## 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

## 利害関係

公益社団法人全国市有物件災害共済会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上